

## 令和6年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務委託仕様書（案）

### 1 業務委託名

令和6年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務委託

### 2 業務委託の概要

#### (1) 目的

甲府市内には、日本ワイン発祥の地としてのワインをはじめ、甲州味噌、地ビールなど、発酵食品が多く、発酵文化が根付いている。また、ジュエリー産業に関してはドイツのイーダー・オーバーシュタイン市と並ぶ「世界二大宝石加工の街」で、世界的にも珍しい宝飾の集積産地でありその出荷額は全国でもトップクラスである。

これら素晴らしい文化をもつ本市の魅力を、市民はもとより全国に発信するため、はっこうマルシェを開催する。

#### (2) イベント開催日及び会場等

##### ア イベントの開催日

令和7年3月1日（土） 午前10時から午後4時とする。

会場 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場  
甲府市歴史公園

##### イ 特設ホームページの開設

令和7年2月14日（金）から令和7年3月8日（土）とする。

#### (3) 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和7年3月31日（月）とする。

### 3 業務内容

業務の目的を踏まえたイベントの開催・実施に必要な全ての業務を含むものとする。

#### (1) イベントに関する企画運営業務

##### ア 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場でのイベント

(ア) 発酵食品等の飲食や物販およびジュエリー・クラフトの物販やワークショップ等の実施  
発酵食品を中心とした飲食や物販およびジュエリー・クラフトを含む物販やワークショップを提供できる事業者を合わせて45店舗程度確保し、イベントを実施すること。  
なお、出店者については、次のいずれかの内容を満たすものとする。

- ①甲府市産のワインを含む地場産品を提供できる事業者
- ②甲府市の味噌、醤油など発酵食品を扱う事業者
- ③甲府ブランド認定品を提供できる事業者
- ④市外、県外の事業者は、集客力のある事業者
- ⑤ジュエリー・クラフト関係の事業者

##### (イ) 出店者負担金について

各出店者に対しては、出店者負担金として1テント（3坪）当たり1万円、持ち込みテント5千円を受託者において徴収し、委託者が指定する方法で徴収した全額を入金すること。

##### (ウ) 来場者を楽しませる企画の実施

会場内にステージを設け、発酵食品に関するトークショーなど来場者を楽しませるステージイベントを実施すること。また、会場の回遊性を高めるための甲府市の地場産品および甲府ブランド認定商品を提供する抽選企画を実施すること。なお、費用が発生する場合は委託料に含めること。

## イ 甲府市歴史公園でのイベント

### (ア) 甲府市の事業者を応援するイベントの実施

店舗を持っていない、または開業して間もない事業者を応援することを目的として、飲食や物販を扱う事業者を20店舗程度確保し、イベントを実施すること。また、次の①を満たし、②または③のいずれかに該当する出店者を募集すること。

- ①甲府市内の事業者、または市民であること
- ②開業して間もない（5年程度）事業者であること
- ③店舗を持っていない事業者であること

なお、委託者が指定する「ハジメテマルシェ」申請者および「子育て応援者・子ども応援団」登録者が実施するワークショップについては、出店場所を確保すること。「子育て応援者・子ども応援団」登録者が実施するワークショップにかかる費用については委託料に含めること（3者程度の出店を想定、1者あたりの費用は2万円）。

### (イ) 出店者負担金

各出店者に対しては、持ち込みテント3千円を基本とし、3坪テントを希望する場合には8千円を受託者において徴収し、委託者が指定した方法で徴収した全額を入金すること。

ただし、「ハジメテマルシェ」および「子育て応援者・子ども応援団」の出店者は無料とする。

### (ウ) 来場者を楽しませる企画の実施

子供連れの家族をメインとした来場者を楽しませる、体験型の企画を実施すること。また、甲府市子ども応援課が実施する運動遊び事業は必ず企画に参加させること。

## ウ イベント会場と中心市街地域内に位置する商店街の回遊について

イベント開催日において、中心市街地域内に位置する商店街と連携し、イベント会場との回遊性を高めるような企画を実施すること。なお、費用が発生する場合は委託料に含めること。

## エ イベント会場にてアンケート（オンライン）を実施すること。

来場者に特設ホームページで実施するアンケートについて、回答を促す工夫をすること。なお、アンケート項目および内容については委託者と協議すること。

## オ 来場者見込み数を示すこと。

## カ 出店者・出演者用の駐車場を確保すること。

## (2) 特設ホームページ開設に関する企画運營業務

こうふはっこうマルシェを発信するオンライン特設ホームページを開設すること。

### ア 事業の目的を踏まえた内容のサイトを構築すること。

イ 特設ホームページに掲載する事業者は、こうふはっこうマルシェの会場に出店する事業者、甲府ブランド認定事業者、甲府市内のワイナリー、印伝を主として販売している事業者とする。なお、掲載に関する費用は徴収しないこととする。

ウ 特設ホームページでオンラインアンケートを実施すること。アンケート企画において商品を提供するなど、費用が発生する場合は委託料に含めること。

エ アクセス数の見込みを示すこと。

- オ 特設ホームページはセキュリティの強化や、不正アクセス、障害などの防止策を講じ、安定した通信環境等を維持すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかに委託者に連絡を行うとともに、早急に原因と影響範囲調査、障害解消対応を行い、動作確認を行うとともに委託者へ最終報告を行うこと。

### (3) 広告宣伝・PR業務

#### ア 効果的なイベント周知の実施

こうふはっこうマルシェの認知度向上及び、集客のための効果的なPRを講じること。

#### イ 広告宣伝物等の作成

事業の目的を踏まえ、ポスター・チラシ・パンフレット・のぼり旗・スタッフユニフォーム等をデザインして作成し、納品すること。

##### (ア) ポスター

- ①規格 B2版・縦・4色刷り片面カラー
- ②作成数 1,000枚
- ③納期 令和7年1月8日(水) (電子データ及び印刷物)
- ④データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

##### (イ) チラシ

- ①規格 仕上がりサイズA4版・縦・4色刷り両面カラー
- ②作成数 10,000枚
- ③納期 令和7年1月8日(水) (電子データ及び印刷物)
- ④データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

##### (ウ) 当日用パンフレット

- ①規格 仕上がりサイズA4版・縦・4色刷り両面カラー、4ページ(二つ折り)
- ②作成数 5,000枚
- ③納期 令和7年2月21日(金) (電子データ及び印刷物)
- ④データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

##### (エ) のぼり旗

- ①規格 仕上がりサイズ(W450mm×H1,400mm)、4色刷りカラー
- ②作成数 100枚
- ③納期 令和7年2月3日(月)
- ④データ 電子データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

##### (オ) スタッフユニフォーム

- ①規格 素材は問わないが、サイズは委託者と協議して決定すること。
- ②作成数 40枚
- ③納期 令和7年2月21日(金)

#### (4) 会場の装飾及び設営、撤去等業務

甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場および甲府市歴史公園の管理を行うNPO法人甲府駅北口まちづくり委員会と必要な協議を行い、来場者の動線、安全、会場の景観に配慮し、適切な措置を講じて会場設営し、イベント終了後は速やかに撤去すること。なお、会場内はテントを固定するための杭等（掘削を伴うもの）は使用できない。

##### ア 会場内の装飾

事業の目的、イベント名称に基づき、会場内の装飾を企画し実施すること。なお、飲食、物販店のテント等装飾においても同様に行うこと。

##### イ イベントステージ設営

甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場にステージを設置すること。また、ステージの音響を甲府市歴史公園においても放送できるよう設営すること。

##### ウ 出店者テント等の設営

(ア) 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場の食品に関するテントは、3坪テントを基本とする。各テントは、装飾看板・長机2台・椅子4脚・テーブルクロス・コンセントを備品として揃え、安全管理を目的としたウエイトを設置すること。必要に応じ、三方幕等を設置すること。

(イ) 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場には、出店者が利用する冷凍車、冷蔵車を必要に応じて配置すること。

(ウ) 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場のジュエリー・クラフト及び甲府市歴史公園の出店者は、持ち込みテントを基本とする。準備、設営、撤去は、出店者対応とし、費用は委託料に含めないこと。ただし、安全管理のためウエイトの設置は、受託者の負担で行うこと。

また、別途レンタル備品の希望があった場合は、出店者負担とし、手配すること。

(エ) 出店者に対しては、出店に伴う説明会等を実施するとともに、出店マニュアルを作成すること。

##### エ 来場者飲食・休憩用のテント等の設営

(ア) 甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場、甲府市歴史公園ともに、テント・机・椅子等を設置すること。来場者数を勘案する中で必要な大きさや数を設置すること。

(イ) 委託者使用テントの確保

甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場にテント（総合案内1、スタッフ控え1、救護1）を設置すること。

甲府市歴史公園にテント（案内1・スタッフ控え1）を設置すること。

(ウ) 会場内における照明等電源設備や音響設備・給排水設備等の設営

電気工事やシンクの設営等必要な設備を設置するとともに、使用する光熱水費について実費が求められる場合は受託者において支払うこと。

(エ) その他、必要な設備があれば委託者と協議のうえ設置すること。

##### オ 看板等の設営

(ア) 来場者に対して会場の導線やレイアウトのわかる看板の設置を行うこと。

(イ) 運営上の立ち入り制限区域などを示す簡易サイン等を設置すること。

#### カ イベント時の環境配慮

- (ア) 会場内に、市内の収集方法に準じ、可燃・資源ごみ（ビン・缶・ペットボトル）に分けたごみ箱を設置すること。また、受託者により定期的な巡回を行い美化に努めること。  
なお、イベント終了後における集積した廃棄物の収集手配を行うこと。
- (イ) 広告宣伝物等の作成において環境に配慮したものを利用するほか、イベントで発生する廃棄物を減らす取り組みを実施する等、環境に配慮すること。

#### キ 会場レイアウトの作成

甲府駅北口アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場および、甲府市歴史公園の会場レイアウトを作成すること。

#### (5) 出店団体への連絡調整業務

- ア 来場者への安全を図り、当該イベントでの注意事項等を記載した出店マニュアルを作成し、各出店者に周知を図ること。
- イ 緊急の場合のみならず、各出店者との連携が図られるよう、連絡先一覧もしくは、メーリングリスト等を作成すること。
- ウ その他、委託者と協議し、イベント運営に係る決定事項については、速やかに出店者に報告・連絡をし、イベント開催に支障がきたすことのないようにすること。

#### (6) 関係機関との事前調整及び届出業務

- ア 会場を使用する際に、NPO法人甲府駅北口まちづくり委員会・山梨県中北建設事務所・保健所・警察署・消防署等の関係機関との協議が必要な場合はこれを行い、申請・届出に必要な書類・資料等について作成すること。また、各種使用料等の経費が発生した場合は支払うこと。
- イ 救護における保健師の手配及び会場内外を安全に管理する警備員等を手配すること。

#### (7) イベント開催に伴う保険手配業務

事故、食中毒等の発生に備え賠償責任保険等に加入すること。

#### (8) 来場者数計測業務

来場者数を計測し報告すること。なお、実施に必要な器具・手法・人員は、受託者において手配を行うこと。

#### (9) 無線機器手配業務

無線機器を10台程度手配すること。

#### (10) 運営マニュアル作成業務

運営マニュアルを作成し、従事する全ての関係者と共有すること。

感染症対策、火災・事故防止等安全対策ほか、雨天・降雪時や突発的なトラブル時の対策（中止も含む）等の危機管理について記載し、遅くとも開催日10日前までに印刷物・電子データで委託者に提出すること。

#### 4 実績報告書作成業務

「3 業務内容」に関する資料、記録写真、報告書等をまとめ、紙及び電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存）で提出すること。

## 5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 甲府市都市公園条例等関係法令を遵守すること。
- (3) 業務における成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任によらない事情により、イベントが中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議を行うこと。